

まつやま未来コネクト 設立要綱

(目的及び設立)

第1条 産学官で第7次松山市総合計画の「将来都市像」を共有しながら、地方が抱えている様々な課題の解決に一丸となって取り組むことで、新たな価値を創出し、持続可能な地域を実現するため、「まつやま未来コネクト」（以下「組織」という。）を設立する。

(構成等)

第2条 組織は、前条の目的に賛同する行政、大学、民間事業者等を会員として構成するものとする。

2 組織は、前項の会員によって運営する。

(活動内容)

第3条 組織は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 松山市総合計画策定条例(平成24年条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき、市が松山市総合計画（以下「計画」という。）の進捗状況を総合的に検証するため、計画の進捗評価に対して意見を述べること。
- (2) 条例第8条第2項の規定に基づき、官民の連携を図りながら、計画の推進に向けて地域の課題の解決に取り組むこと。
- (3) その他、第1条の目的を達成するため必要な事項について調査・研究すること。

(情報提供)

第4条 市長は、組織が前条に掲げる活動を行うため、必要な範囲内で組織に情報を提供することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組織が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。